

津市国際交流協会補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 8 日訓第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市国際交流協会が実施する諸外国との国際交流等に係る事業を支援することにより、本市における国際化への対応と相互理解を深めるとともに多文化共生の推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「津市国際交流協会補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、津市国際交流協会に対し、次に掲げる事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 国際交流の推進に関する事業
- (2) 多文化共生の推進に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、毎年度 5 月末日とする。

(実績の報告)

第 6 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに類する書類の写し
- (2) 事業内容の分かる写真又は事業で作製した成果物
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。